

身体的拘束等の適正化のための指針

1. 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

私たちは身体的拘束がもたらす多くの弊害を正確に認識し、個人の尊厳ある暮らしを支え自立した生活を支援する介護を実現します。

そのため身体的拘束廃止に向けて最大限の努力を行います。

私たちは身体的拘束ゼロ及びサービスの質の向上をめざして適切な記録と実績を蓄積していきます。

私たちは自信を持って提供出来るサービスを目指し、組織をあげて身体的拘束の廃止に取り組んでいきます。

1. 施設全体・ご利用者・ご家族等を含め、全員で身体的拘束の廃止に取り組みます。
2. 安易に「やむを得ない」で身体的拘束を行いません。
3. 身体的拘束を許容する考え方を支持しません。
4. 福祉のサービス提供に誇りと自信を持ち、常に創意工夫を行います。
5. 身体的拘束の廃止に向け、ありとあらゆる手段を講じることとします。
6. ご利用者の人権を一番に考慮することとします。
7. やむを得ない場合、ご利用者・ご家族等に対する十分な説明をもって身体的拘束を行うこととします。
8. 身体的拘束を行った場合は、廃止をするための不断の努力を行い、常に「0」をめざします。

2. 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

身体的拘束等を適正化することを目的として、「身体的拘束等適正化委員会」を設置する。

身体的拘束等適正化委員会は3か月に1回以上開催し、次のことを検討する。

- (1) 高齢者虐待・身体的拘束等に関する規程及びマニュアル等の見直し
 - (2) 発生した「身体的拘束等」の状況、手続き、方法について検討し、適正に行われているかを確認する。
 - (3) 虐待又は身体的拘束等の兆候がある場合には慎重に調査し、検討及び対策を講じる。
 - (4) 教育研修の企画・実施。
 - (5) 日常的ケアを見直し、ご利用者に対して人として尊厳のあるケアが行われているかを検討する。
- ・身体的拘束等適正化委員会は、施設長（管理者）、事務長、看護職員、生活支援員、介護支援専門員で構成する。必要に応じて、協力医療機関の医師や主治医、専門医等の助言を仰ぐものとする。
 - ・身体的拘束等適正化委員会の構成メンバーは、以下のとおりとする。

責任者・・・・・・施設長（管理者）
副責任者・・・・・・事務長（総括主任）
実務担当責任者・・・・介護支援専門員
実務担当者・・・・看護職員・生活支援員（主任・副主任）

3. 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

新人職員採用時には、身体的拘束等適正化のための研修を必ず実施する。「新人研修プログラム」において実施する。

事業計画・事業予定に実施月を明記し、年間2回以上の身体的拘束等適正化に関する教育を行う。

4. 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本指針

介護保険指定基準の身体的拘束禁止規定

「サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。」

介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的な行為

- ①徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないよう、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を利用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意志で開くことの出来ない居室等に隔離する。

身体的拘束等を行わずにケアを行うために（3つの原則）

- ①身体的拘束等を誘発する原因を探り除去する。

身体的拘束等をやむを得ず行う場合、その状況には必ず理由や原因がある。ケアする側の関わり方や環境に問題があることも少なくない。その人なりの理由や原因を徹底的に探し、除去するケアが必要である。

② 5つの基本ケアを徹底する。

5つの基本的ケア

以下の5つの基本的なケアを実行することにより、点滴をしなければならない状況や、転倒しやすい状況をつくるないようにすることが重要である。

1, 起きる

人は座っているとき、重力が上からかかることにより覚醒する。目が開き、耳が聞こえ、自分の周囲で起こっていることがわかるようになる。これは仰臥して天井を見ていたのではわからない。起きるのを助けることは人間らしさを追求する第一歩である。

2, 食べる

食べることは人にとって楽しみ、生きがいであり、脱水予防、感染予防にもなり、点滴や経管栄養が不要になる。食べることはケアの基本である。

3, 排泄する

なるべくトイレで排泄することを基本に、おむつを使用している人については、随時交換が重要である。おむつに排泄物がついたままになっていれば気持ち悪く、「おむついじり」などの行為につながることになる。

4, 清潔にする

きちんと風呂に入ることが基本である。皮膚が不潔であればかゆみの原因になり、そのために大声を出したり、夜眠れずに不穏になったりすることになる。皮膚をきれいにしておけば、本人も快適になり、また、周囲も世話をしやすくなり、人間関係も良好になる。

5, 活動する（アクティビティ）

その人の状態や生活歴に合ったよい刺激を提供することが重要である。具体的には、音楽、工芸、園芸、ゲーム、体操、家事、ペット、テレビなどが考えられる。言葉によるよい刺激もあるし、言葉以外の刺激もあるが、いずれにせよ、その人らしさを追求する上で、心地よい刺激が必要である。

③身体的拘束等の適正化をきっかけに「よりよいケア」の実現をめざす。

「言葉による拘束」にも配慮をする必要がある。

※身体的拘束廃止フローチャート参照

5, 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

身体的拘束は行わないことが原則であるが、緊急やむを得ない場合については、下記の運用によるものとする。

介護保険指定基準上、「当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には身体拘束が認められているが、これは「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続が極めて慎重に実施されているケースに限られる。

※「緊急やむを得ない」場合の対応とは、これまで述べたケアの工夫のみでは十分に対処できないような、一時的に発生する突発的事態のみに限定される。当然のことながら、安易に「緊急やむを得ない」ものとして身体拘束を行うことのないよう、次の要件・手続きに沿って慎重な判断を行うことが求められる。

① 3つの要件をすべて満たすことが必要

以下の3つの要件をすべて満たす状態であることを身体的拘束等適正化委員会で検討・確認し、記録しておく。

切迫性 ご利用者本人又は他のご利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

※切迫性の判断を行う場合には、身体的拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える影響を勘案し、それでもなお身体的拘束を行うことが必要となる程度までご利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

非代替性 身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

※「非代替性」の判断を行う場合には、いかなる場合でも、まずは身体的拘束等を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討し、ご利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から他に代替方法が存在しないことを複数のスタッフで確認する必要がある。また、拘束の方法自体も、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行われなければならない。

一時性 身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※「一時性」の判断を行う場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

②手続の点でも慎重な取り扱いが求められる。

仮に3つの要件を満たす場合にも、以下の点に留意すべきである。

(1) 「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は、主任生活支援員・主任看護職員・主任介護支援専門員・施設長の合意のもとに行う。「身体的拘束等適正化委員会」において議題として取り上げ協議を行う。基本的に個人的判断で行わないこと。

(2) ご利用者本人やご家族等に対して、身体的拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を出来る限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。説明は主任看

護職員及び主任介護支援専門員・主任生活支援員もしくはそれに準ずる者で行う。

仮に、事前に身体的拘束について施設としての考え方をご利用者やご家族等に説明し、理解を得ている場合であっても、実際に身体的拘束を行う時点で必ず個別に説明を行う。

(3) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合について、「緊急やむを得ない場合」に該当がどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。この場合には、実施に身体的拘束を一時的に解除して状況を観察するなどの対応をとること。

③身体的拘束に関する記録が義務づけられている。

(1) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を記録しなければならない。

(2) 具体的な記録は「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」を使用する。記録には、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に係わる再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、職員間、施設全体、ご家族等関係者の間で直近の情報を共有する。また、この記録は行政の監査においてもきちんと整備し、閲覧して頂けるようにする。

6. ご利用者等に対する当該指針の閲覧について

本指針は、ご利用者及びご家族等が閲覧できるよう施設内に掲示するとともに、法人ホームページ等にも掲載します。また、各部署の業務マニュアルに綴り、全ての職員がただちに閲覧できるようにします。

7. その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体的拘束を行わないサービスを提供していくためには、施設サービス提供に関わる職員全体で以下の点について十分に議論して共通認識を持ち、拘束をなくしていくよう取り組む必要がある。

- ・マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体的拘束等を行っていないか。
- ・事故発生時の法的責任問題回避のために、安易に身体的拘束等を行っていないか。
- ・高齢者は転倒しやすく、転倒すれば大けがになるという先入観だけで安易に身体的拘束等を行っていないか。
- ・認知症高齢者であるということで、安易に身体的拘束等を行っていないか。
- ・サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体的拘束等を必要と判断しているか。本当に他の方法はないか。

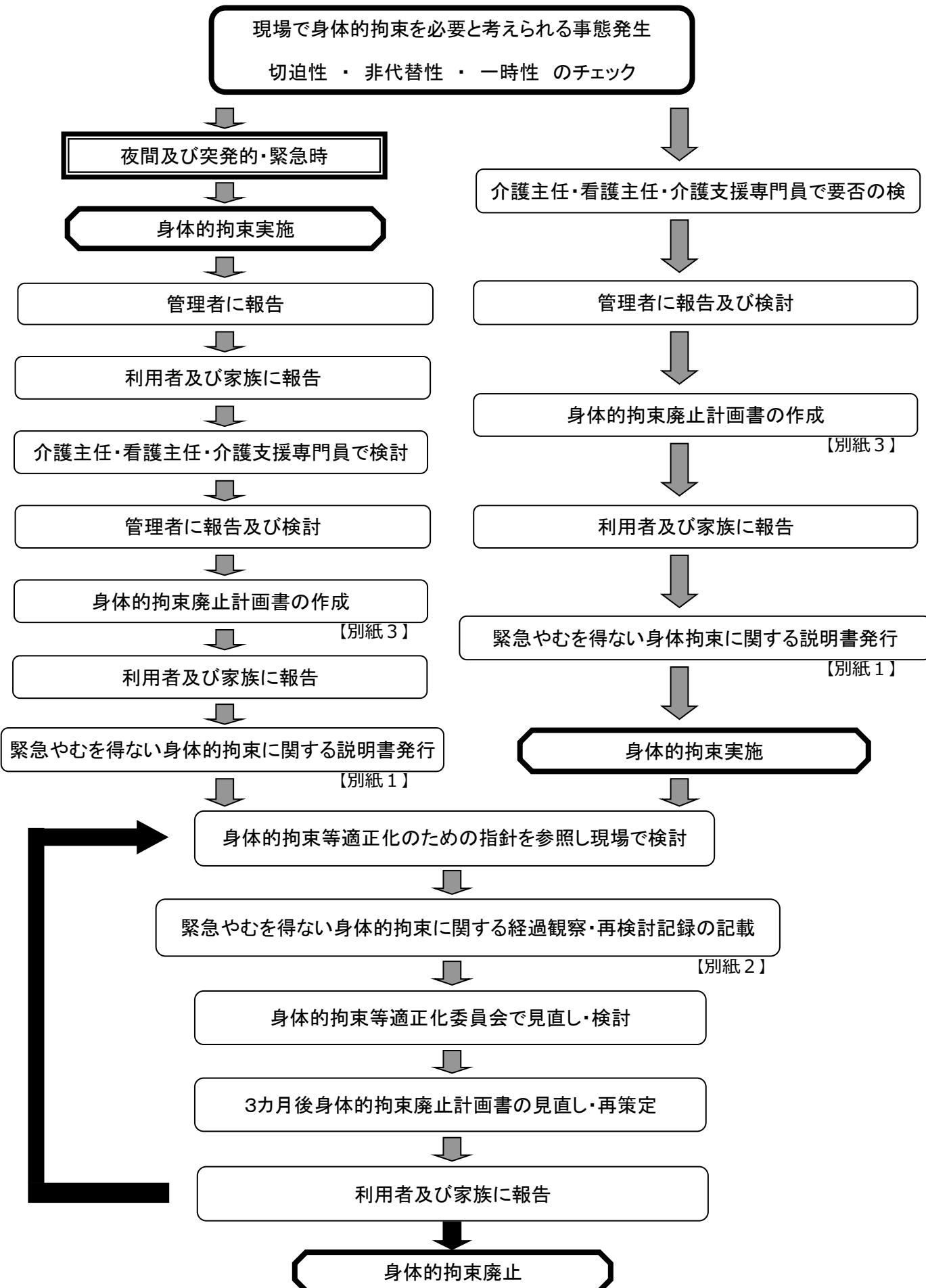
※身体的拘束等に準ずる行為と感じるケースに気付いた職員は、「身体的拘束等適正化委員会」に報告し、改善に向けて取り組むこととします。

付則

平成30年 4月 1日より施行

令和 4年 4月 1日一部改正

身体的拘束廃止 フローチャート



【記録1】

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

様

- 1 あなたの状態が下記のA B Cをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。
- 2 ただし、解除することを目標に、鋭意検討することを約束いたします。

記

- | |
|--|
| A 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い |
| B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない |
| C 身体拘束その他の行動制限が一時的である |

個別の状況による 拘束の必要な理由				
身体拘束の方法 <場所・行為（部位・内容）>				
拘束の時間帯 および時間				
特記すべき 心身の状況				
拘束開始 および解除の予定	年	月	日	時から 年 月 日 時まで

上記の通り実施いたします。

年 月 日

施設名 代表者 印

記録者 印

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について説明を受け、確認のうえ、同意いたしました。

年 月 日

氏 名
(本人との続柄)

印

【記録2】

緊急やむを得ない身体拘束実施についての検討

日 時	年 月 日 ()			
場 所				
参 加 者				
問 題 点				
検討内容				
結 論				
主治医確認欄				
	主治医 記録者		印	

【記録 3】

№

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

樣

【別紙3】

身体的拘束等廃止計画書

利用者様

氏名 _____ (男・女) _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
(_____ 歳)

計画年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

利用者様の状態

切迫性 非代替性 一時性 (あり なし)

想定される原因

具体的対応策

具体的スケジュール

具体的スケジュール

施設長	事務長	総括主任	介護主任	看護主任	ケアマネ